

## 【高齢者虐待の内容は？】



高齢者虐待の防止については、介護保険法が施行されてから特に意識されるようになりました、また、高齢者虐待防止法が平成17年にできたことで日常の意識が変化してきております。

一般に行政等が説明している資料を中心に記載しましたので参考にしてください。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年十一月九日法律第百二十四号）」

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

「高齢者虐待の内容」

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を、65歳以上の高齢者に対して、養護者（高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外のもの）及び養介護施設従事者等によって行われる行為とし、次の5つに分類しています。

### ■ 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

【具体的な例】

平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲をさせる

ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする など

### ■ 介護・世話の放棄、放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること

【具体的な例】

入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている  
水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続  
いていたり、脱水症状や栄養失調の状態にある  
室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる  
高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使  
わせない など

#### ■ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい  
心理的外傷を与える言動を行うこと

##### 【具体的な例】

排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる  
怒鳴る、ののしる、悪口を言う  
侮辱を込めて子供のように扱う  
高齢者が話しかけているのを意図的に無視する など

#### ■ 性的虐待 ドメスティックバイオンレンス

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせ  
ること

##### 【具体的な例】

排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する  
キス、性器への接触、セックスを強要する など

#### ■ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を  
得ること

##### 【具体的な例】

日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない  
本人の自宅等を本人に無断で売却する  
年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する など  
「高齢者虐待を見逃さない」

高齢者虐待は、虐待をしている養護者本人には虐待をしているという認識が  
ない場合が多く、また虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばう、知られ  
たくないなどの思いがあるため発見しにくい状況にあります。

そのため、高齢者虐待を早期に発見するためには、近隣住民をはじめ地域の  
関係者が、虐待を疑わせる「サイン」を見逃さず、いち早く気づくことが大切  
です。

虐待を疑わせる「サイン」には次のようなものがあります。

#### ■ 身体的虐待を疑わせるサイン

身体に小さな傷が頻繁にみられる

大腿の内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみずばれがみられる

回復状態が様々な段階の傷、あざ等がある

頭、顔、頭皮等に傷がある

臀部や手のひら、背中等にやけどや、やけど跡がある

急におびえたり、恐ろしがったりする

「怖いから家にいたくない」等の訴えがある

傷やあざの説明のつじつまが合わない

主治医や保健・福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する

主治医や保健・福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

#### ■ 養護を著しく怠っていることを疑わせるサイン

居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている  
部屋に衣類やおむつ等が散乱している

寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる

汚れたままの下着を身に着けるようになる

かなりの褥そうができてきている

身体からかなりの異臭がするようになってきている

適度な食事を準備されていない

不自然に空腹を訴える場面が増えてきている

#### ■ 心理的虐待を疑わせるサイン

かきむしり、噛みつき、ゆすり等がみられる

不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える

身体を萎縮させる

おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる

食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる

自傷行為がみられる

無力感、あきらめ、なげやりの様子になる

体重が不自然に増えたり、減ったりする

#### ■ 性的虐待を疑わせるサイン

不自然な歩行や座位を保つことが困難になる

肛門や性器からの出血や傷がみられる

生殖器の痛み、かゆみを訴える

急におびえたり、恐ろしがったりする

人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える

主治医や保健・福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する

#### ■ 経済的虐待を疑わせるサイン

年金や財産収入があることが明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える  
自由に使えるお金がないと訴える

経済的に困っていないのに、利用者負担のあるサービスを利用したがない  
お金があるのに、サービスの利用料や生活費の支払いができない  
資産の保有状況と衣食住等の生活状況との落差が激しくなる  
預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える

#### ■ 家族の状況にみられるサイン

高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる  
高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる  
他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる  
高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する  
高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする  
経済的に余裕があるように見えるのに高齢者に対してお金をかけようとしない  
保健や福祉の担当者と会うことを嫌うようになる

#### ■ 地域からのサイン

自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴等が聞こえる  
庭や家屋の手入れがされていない、又は放置の様相を示している  
郵便受け等が一杯になっていたり、電気メーターが回っていない  
気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる  
家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を  
頻繁に買っている  
近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、又は嫌がられる  
高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる

#### 【参考】

「平成 21 年 11 月 20 日老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室資料」  
(平成 20 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果)

#### 【調査目的】

平成 20 年度に、全国の市町村等において、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき行われた、高齢者虐待についての対応状況等を把握するため、昨年度に引き続き、全市町村（特別区を含む。20 年度末 1,800 団体）及び都道府県を対象とした調査を実施した。

#### 【調査結果】

##### 1. 概要

- 高齢者虐待防止法施行3年目に入り、高齢者虐待についての事業者、住民の理解が進んだことなどにより、市町村等への相談・通報件数は、養介護施設従事者等（※1）による高齢者虐待が19.0%、養護者（※2）による高齢者虐待8.6%とともに増加した。これに伴い、虐待が認められ、市町村等による対応が行われた件数も養介護施設従事者等によるものが12.9%、養護者によるものが12.2%と増加した。（3頁表1）

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待について、種類・類型は、身体的虐待が74.3%、次いで心理的虐待が30.0%となっており、被虐待高齢者は、女性が70.2%を占め、年齢は80歳代が54.8%であった。
- 養護者による高齢者虐待について、種類・類型は、身体的虐待が63.6%、次いで心理的虐待が38.0%となっており、被虐待高齢者は、女性が77.8%、年齢は80歳代が41.7%であった。
- 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等については、高齢者虐待の対応窓口の住民への周知が99.2%とほとんどの市町村で実施済みとなった。

## 2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待（括弧内は添付資料：調査結果のページ数）

- ・ 平成20年度に相談・通報のあった件数は、451件であり、前年度より72件（19.0%）増加した。（2P）
- ・ 相談・通報者は、「家族・親族」が34.6%で最も多く、次いで「当該施設職員」25.7%であった。（2P）
- ・ 市町村又は都道府県が事実確認調査を行い、虐待の事実が認められた事例は、70件であり、前年度より8件（12.9%）増加した。（2～4P）
- ・ 虐待の事実が認められた事例における施設種別は、「認知症対応型共同生活介護」31.4%、「特別養護老人ホーム」30.0%、「介護老人保健施設」15.7%の順であった。（5P）
- ・ 虐待の種類・類型では、「身体的虐待」が最も多く74.3%、次いで「心理的虐待」30.0%、「介護等放棄」5.7%であった（重複あり）。（5P）
- ・ 被虐待高齢者は、女性が70.2%を占め、年齢は80歳代が54.8%であった。要介護度は3以上が67.2%を占めた。（5～6P）
- ・ 虐待者は、40歳未満が46.5%、職種は「介護職員」が89.5%である。（6～7P）
- ・ 虐待事例への市町村等の対応は、施設等への指導、改善計画の提出のほか、

法の規定に基づく改善勧告が行われた。(7P)

### 3. 養護者による高齢者虐待

- ・平成20年度に相談・通報のあった件数は、21,692件であり、前年度より1,721件(8.6%)増加した。(8P)
- ・相談・通報者は、「介護支援専門員等」が43.8%で最も多く、次いで「家族親族」13.3%、「被虐待高齢者本人」11.8%であった。(8P)
- ・これら通報・相談に対する市町村の事実確認調査は「訪問調査」が60.8%、「関係者からの情報収集」33.4%、「立入調査」1.4%により実施された。(8～9P)
- ・調査の結果、虐待を受けた又は受けたと判断された事例は、14,889件であり、前年度より1,616件(12.2%)増加した。(9P)
- ・虐待の種別・類型では、「身体的虐待」が63.6%で最も多く、次いで「心理的虐待」38.0%、「介護等放棄」27.0%、「経済的虐待」25.7%であった(重複あり)。(9P)
- ・被虐待高齢者は、女性が77.8%、年齢は80歳代が41.7%であった。要介護認定の状況は認定済みが68.2%であり、要介護認定を受けた者を要介護度別に見ると、要介護3が21.5%、要介護2が19.5%の順であった。また、認知症日常生活自立度2(※)以上の者は、被虐待高齢者全体の45.1%を占めた。(10～11P)

(※)正式表記はローマ数字

- ・虐待者との同居の有無では、同居が86.0%、世帯構成は「未婚の子と同一世帯」が35.6%で最も多く、既婚の子を合わせると63.0%が子と同一世帯であった。続柄では、「息子」が40.2%で最も多く、次いで「夫」17.3%、「娘」15.1%であった。(11～12P)
- ・虐待事例への市町村の対応は、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離」が33.3%の事例で行われた。分離を行った事例では、「介護保険サービスの利用」が38.8%で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が20.8%であった。分離していない事例では、「養護者に対する助言指導」が47.7%で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」28.0%であった。(12～13P)
- ・権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済み」が215件、「手続き中」が212件であり、うち市町村長申立は173件であった。(13P)
- ・市町村で把握している平成20年度の虐待等による死亡事例は、「養護者による殺人」10件、「介護放棄による致死」5件、「心中」2件、「虐待による致死」2件、その他5件で、合わせて24人であった。(13P)

### 4. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

- ・項目ごとの実施率では、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周

知」が99.2%とほとんどの市町村で実施済みとなっている。一方、「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」41.1%、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取組」44.1%などの項目についての実施率が低かった。(14P)

【添付資料】 調査結果全文

表1 相談・通報件数、虐待判断件数

	(養介護施設従事者等によるもの)		(養護者によるもの)	
	(相談・通報件数)	(虐待判断件数)	(相談・通報件数)	(虐待判断件数)
20年度	451件	70件	21,692件	14,889件
19年度	379件	62件	19,971件	13,273件
増減	72件	8件	1,721件	1,616件
増減率	19.0%	12.9%	8.6%	12.2%